

地方自治体のための環境法令改正情報（4月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体の EMS 運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

1. 環境基本法関連

河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件（環境省告示第 32 号）	
公布日	令和 3 年 4 月 1 日
概要	<p>生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしています。国により 47 河川・海域について水域類型が指定されるとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標が定められており、今回、以下の改正が行われました。</p> <p>【改正の概要】</p> <p>(1) 河川類型から湖沼類型への見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・徳山ダム貯水池（徳山湖）・大滝ダム貯水池（おおたき龍神湖） <p>(2) 類型指定と達成期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">・大滝ダム貯水池（おおたき龍神湖）・相模川城山ダム貯水池（津久井湖）・土師ダム貯水池（八千代湖） <p>※改正内容の詳細は関連情報を参照</p>
関連情報	パブリックコメント（e-gov） https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000214584

2. その他改正情報

名 称	公布日
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 3 号）	令和 3 年 4 月 1 日
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 42 号）	令和 3 年 4 月 19 日
磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業省告示第 96 号）	令和 3 年 4 月 19 日
ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業省告示第 97 号）	令和 3 年 4 月 19 日

名 称	公布日
石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業省告示第 98 号）	令和 3 年 4 月 19 日
容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 44 号）	令和 3 年 4 月 23 日
製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第 105 号）	令和 3 年 4 月 23 日
生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第 41 号）	令和 3 年 4 月 26 日
水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第 42 号）	令和 3 年 4 月 26 日
食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）	令和 3 年 4 月 30 日

【今月のトピック】

（1）「産業廃棄物管理票交付状況報告書（令和 2 年度実績）」の提出について

前年度産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者は、交付した枚数に関わらず報告書の提出が義務づけられています。また、報告書は排出事業場（ごみが排出された場所）毎に作成しなければなりません。マニフェストを整理し、報告を忘れずに行いましょう。

【報告書概要】

対象者：前年度にマニフェストを交付した事業者（電子マニフェストは対象外）
 報告内容：産業廃棄物の種類、排出量、及びマニフェスト交付数等
 提出期限：令和 3 年 6 月 30 日
 提出先：各都道府県または政令指定都市・中核市（詳細や様式は、提出先の HP を参照）

（2）PCB 特別措置法に基づく届け出（令和 2 年度実績）について

PCB 廃棄物の保管事業者及び PCB 使用製品の所有事業者は、法令に基づき前年度の PCB 廃棄物の保管状況等や PCB 使用製品の廃棄見込み等について報告が義務付けられています。状況を整理し、報告を忘れずに行いましょう。

【届け出の概要】

対象者：PCB 廃棄物の保管事業者及び PCB 使用製品の所有事業者
 報告内容：PCB 廃棄物の保管及び処分状況、PCB 使用製品の廃棄見込み等
 提出期限：令和 3 年 6 月 30 日
 提出先：各都道府県または政令指定都市・中核市（詳細や様式は、提出先の HP を参照）

（令和 2 年 5 月 山田）

株式会社 知識経営研究所（担当者：二上・山田）

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail: info@kmri.co.jp